

由良町告示第70号

由良町PR特戦隊設置要綱を次のように定める。

令和6年6月27日

由良町長 山 名 実

由良町要綱第24号

由良町PR特戦隊設置要綱

(設置)

第1条 由良町が実施するPR活動での協働並びに住民目線でのPR活動強化を目的とし、由良町PR特戦隊(以下「特戦隊」という。)を設置する。

(組織)

第2条 PR特戦隊は、隊長及び隊員で組織する。

2 隊長は、隊員の互選によって選出する。

3 隊員は、登録制とし、18歳以上50歳未満(高校生を除く。)の由良町在住、在勤又は出身者とする。ただし、町長が特別に登録を許可する者は、この限りでない。

(任期)

第3条 特戦隊の任期は、登録完了日から当該登録完了日の属する年度の末日までとする。

(報償等)

第4条 特戦隊に対する報償は、次条に規定する活動に従事した日数に応じて、1日あたり5,000円とする。

2 現地までの交通費及び宿泊を伴う際の宿泊費等は、町が別に負担する。

(活動)

第5条 特戦隊は、町からの要請に基づき、町内外で開催されるイベント等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 町の魅力及び情報を伝達する活動
- (2) 町の観光情報等を発信する活動
- (3) その他、町長が必要と認める活動

(登録申請)

第6条 隊員への登録を希望する者は、町長が定める期間内に、由良町PR特戦隊員登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を町長へ提出する。

(審査)

第7条 町長は、提出された申請書を審査し、登録を決定する。

(通知)

第8条 町長は、隊員の登録を完了後、由良町PR特戦隊員登録完了通知書(第2号様式)をもって通知する。

2 町長は、前条の審査により、登録しないと決定した者に対し、由良町PR特戦隊不登録通知書(第3号様式)をもって通知する。

(庶務)

第9条 PR特戦隊の庶務は、産業振興課観光推進室において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

由良町PR特戦隊員 登録申請書

由良町長 様

由良町PR特戦隊員への登録を申請します。

区 分	由良町 <input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 在勤 <input type="checkbox"/> 出身		
住 所			
氏 名			
生年月日			
勤務先	所在地	※在勤の方のみ記入	
	名 称	※在勤の方のみ記入	
出身地	※出身の方のみ記入		
活動場所	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外 活動が可能な場所全てチェックしてください		
宿 泊	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
応募動機			

第2号様式（第8条関係）

由良町PR特戦隊員登録完了通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

由良町長

年 月 日付けで申請がありました由良町PR特戦隊員登録
申請書について、登録を完了しましたので通知します。

任期は、年3月31日までです。

第3号様式（第8条関係）

由良町PR特戦隊員不登録通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

由良町長

年 月 日付けで申請がありました由良町PR特戦隊員登録申請書について、審査の結果、登録しないと決定しましたので通知します。

非登録理由